

# 欠損金の繰越控除制度等の見直しについて

## 平成 23 年度税制改正の影響

平成 23 年度の税制改正によって、欠損金（※1）の繰越控除制度の見直しが行われました。具体的には、法人税法上の繰越欠損金に関して、欠損金の控除限度額の制限および欠損金の繰越控除期間の延長という大きな 2 つの改正がありました。

税制改正前であれば、多額の繰越欠損金を抱えていた会社の場合、単年度では黒字でも繰越欠損金の使用により税務上の所得が発生せず、納税を行わずに済むケースがありました。しかしながら、今回の税制改正により、一定の会社については欠損金の使用制限が設けられたため、上記のような会社であっても法人税等を納税するケースが出てくる可能性があります。一方で、税制改正前まで欠損金の繰り越しは 7 年間可能でしたが、本税制改正により欠損金の繰り越しが 9 年間可能となりました。

（※1）欠損金とは、各事業年度の所得金額の計算上、損金の額が益金の額を超える場合の、その超える部分の金額を言います。

## 欠損金の控除限度額の制限について

### ・改正前

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上 100% 損金の額に算入されます。つまり、欠損金の控除限度額はなく、単年度で黒字（税務上の所得が生じている）会社であっても、当該所得から繰り越された欠損金を 100% 控除可能であるため、繰越欠損金が繰越欠損金控除前の所得よりも多ければ（過去からの累積欠損金額が各事業年度の所得よりも多ければ）、当該事業年度において課税所得は生じず、したがって法人税の納付をせずに済んでいました。

### ・改正後

中小法人等を除き、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除限度額は、繰越控除前の所得金額の 80% に制限されました。つまり、単年度で黒字（税務上の所得が生じている）会社のうち、繰越欠損金が繰越欠損金控除前の所得よりも多い会社の場合であっても、当該所得から控除できるのは当該所得の 80% までとなり、したがって当該所得のうち 20% は当該事業年度における課税所得となることで法人税の納付が生じることとなります。

ここで中小法人等とは各事業年度終了の時ににおいて資本金の額が 1 億円以下である普通法人（資本金の額が 5 億円以上の法人の 100% 子法人を除きます）や公益法人、共同組合、人格のない社団等をいいます。また会社更生等による債務免除等がある法人や平成 24 年 4 月 1 日前に再生手続開始決定を受けた法人等には、欠損金の控除限度額制限

に関し別段の定めが設けられています。

なお、上記改正は平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

## 欠損金の繰越控除期間の延長について

### ・改正前

各事業年度の日前 7 年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額がある場合には、各事業年度の所得の計算上その欠損金額に相当する金額が損金の額に算入されます（青色申告法人であることを前提）。つまり、青色欠損金の繰越期間は 7 年間となっており、繰越欠損金は最も古い事業年度において生じたものから順次控除されることとなります（7 年以内に所得が生じなかった場合や、控除しきれなかった場合には、切り捨てられます）。

### ・改正後

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除期間が、7 年から 9 年間に延長されます。なお、上記改正は平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます（したがって税制改正後一定の期間においては、欠損金のうち 7 年繰り越されるものと 9 年繰り越されるものが発生する場合がございます）。

### ・繰越控除期間の延長に伴う関連改正について

欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長されたことに伴い、以下の改正が行われました。

- ① 欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件となりました。
- ② 法人税の欠損金額に係る更生の期間制限を 7 年から 9 年に延長されました。
- ③ 法人税の欠損金額に係る更生の請求期間を 1 年から 9 年に延長されました。

## 今後の検討課題について

今回の改正により、欠損金の控除限度額が繰越控除前の所得金額の 80% に制限され、欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長されました。一定の中小法人等は、欠損金の 80% 制限は適用されないため有利改正のみとなり、改正の影響を受けるのは大規模法人のみとなります。当該大規模法人については、減資等による資本金額の減額や、繰越欠損金の多寡に関わらず発生する法人税等のキャッシュフロー対策を検討する必要があると考えられます。多額の欠損金があるからといって、法人税の申告を重要視してこなかった法人にとっては、あらためて会社の税務コストという観点を再検討する機会となるかもしれません。

（文責：齊藤）

### 資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

### 資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp